

# 平成 27 年における 特許審決取消訴訟の概況



弁護士 井上 義隆<sup>※</sup>， 弁護士 小林 英了<sup>※※</sup>

## 要 約

平成 27 年（暦年）に知的財産高等裁判所により言い渡され、裁判所ウェブサイトに掲載された特許審決取消訴訟に係る判決の概況を報告する。本報告は、平成 22 年から継続して行っている報告の平成 27 年版である（平成 22 年は特許 64 巻 3 月号、平成 23 年は特許 65 巻 6 月号、平成 24 年は特許 66 巻 9 月号、平成 25 年は特許 67 巻 7 月号、平成 26 年は特許 68 巻 8 月号）。

いわゆる当事者系（無効審判）に係るものを「第 1」において紹介する（井上担当）。そして、いわゆる査定系（拒絶査定不服審判）に係るものを「第 2」において紹介する（小林担当）。

なお、平成 27 年 4 月 1 日より特許異議申立制度が施行されたが、異議申立て自体が申立期間が経過し始める平成 27 年 10 月頃から本格化したこともあり、特許取消決定取消訴訟に係る判決は、平成 27 年の時点においては見いだされていない。

目次	1 新規性・進歩性
第 1 当事者系の審決取消訴訟の概況（井上担当）	(1) 要旨認定
1 新規性・進歩性に関する取消事由	(2) 引用発明の認定
(1) 発明の要旨認定	(3) 一致点・相違点の認定
(2) 引用発明の認定	(4) 容易想到性の判断
(3) 一致点・相違点の認定	ア 動機づけを肯定したもの
(4) 容易想到性の判断	イ 動機づけを否定したもの
ア 動機づけ	ウ 阻害要因があると認定したもの
イ 阻害要因	2 その他の拒絶理由
ウ 顕著な効果	(1) 発明該当性
2 訂正・補正要件に関する取消事由	(2) 実施可能要件
(1) 訂正	(3) サポート要件
ア 誤記の訂正	(4) 手続補正
イ 特許請求の範囲の減縮	3 手続違背
ウ 新規事項の追加	.....
エ 実質上特許請求の範囲を拡張	<b>第 1 当事者系の審決取消訴訟の概況（井上担当）</b>
(2) 補正	平成 27 年の特許審決取消訴訟（当事者系）の概況
3 記載要件に関する取消事由	は、表 1 のとおりである <sup>(1)</sup> 。知財高裁の各部ごとに、
(1) 実施可能要件	事件数（判決言渡し件数）、審決を取り消した件数、審
(2) サポート要件	決を維持した件数をカウントした。カウントに際して
(3) 明確性要件	は、無効審決／不成立審決に分類し、これを特許権者
4 その他取消事由等	から見て有利／不利という観点から振り分けを行っ
(1) 拡大先願	た。また、表 1 における括弧を付した数値は、新規
(2) 共願違反	性・進歩性に関する取消事由について判断が示され
(3) 取消判決の拘束力	た件数及びその割合を表している。
(4) 特許法 133 条 3 項に基づく却下決定	
(5) 一事不再理効	
(6) 時機に後れた攻撃防御方法	
第 2 査定系の審決取消訴訟の概況（小林担当）	<sup>※</sup> KSI パートナーズ法律特許事務所
	<sup>※※</sup> 大野総合法律事務所

事件数としては 70 件であったが、一昨年（平成 25 年）は 104 件、昨年（平成 26 年）は 83 件であった。また、平成 27 年 4 月 1 日から特許異議申立制度が施行されたことも踏まえると、来年以降、特許審決取消訴訟（当事者系）の事件数が大きく増加する事態は想定し難い。

特許権者に有利に判断された割合は、全体として 53% であり、昨年（平成 26 年）の 54% とほぼ同一であった。各部における特許権者に有利な割合にはバラつきが認められるものの、事件数が限られており、また、事案も異なることから、この割合のバラつきから各部における判断傾向を読み取ることまでは困難であろう。

以下、平成 27 年の特許審決取消訴訟（当事者系）の裁判例を適宜分類しながら、概説する。

## 1 新規性・進歩性に関連する取消事由

### (1) 発明の要旨認定

発明の新規性及び進歩性を判断するにあたっては、本件発明と引用発明との相違点の有無、相違点の内容を認定する前提として、発明の要旨認定が行われる。

「振動低減機構事件」<sup>(2)</sup>では、「リパーゼ事件」の最高裁判決<sup>(3)</sup>を前提として、「同調」というクレーム文言の正確な意義は、自明とまではいえず、特許請求の範囲の記載のみによっては、その技術的意義を一義的に明確に理解できない特段の事情があるとし、「同調」という用語の意義の解釈に当たって本件訂正明細書の記載内容を参酌することは許されると判示した。「リパーゼ事件」の最高裁判決の調査官の解説において指摘されているとおり、「事案に応じて、どこまで前記特段の

事情があるものとするができるのかの点がむしろ重要」<sup>(4)</sup>であるが、『大辞林』などの一般的な辞典にも掲載されている「同調」の意義について、その技術的意義を明確に理解できないとして、「特段の事情」の存在が肯定されるべきであったのかについては疑問もあり得よう。

また、「シンチレータパネル事件」<sup>(5)</sup>では、「撮像パネル」という用語は技術常識に基づき解釈され、原告（特許権者）が主張する狭いクレーム解釈は、明細書に記載又は示唆されていなければ採用できないと判示した。このような技術常識を踏まえ、特許請求の範囲の用語の意義を解釈することは、前述の「リパーゼ事件」の最高裁判決の趣旨に添うものといえる。

### (2) 引用発明の認定

引用発明の認定の方法については、「農作業機の整地装置事件」の判決<sup>(6)</sup>が判示する点が参考になろう。すなわち、同判決は、引用発明の認定は、本件発明と引用発明との相違点に係る構成を確定させることを目的としていることから、本件発明との対比に必要な技術的構成について過不足なく行われる必要があるとする。また、刊行物に記載されている事項の意味を、当該技術分野における技術常識を参酌して明らかにする、又は当該刊行物には明記されていないものの、当業者からみると当然に記載されていると解される事項を補うことは許容され得るとしても、引用発明の認定は、当該刊行物の記載を基礎として、客観的、具体的にされなければならないとする。

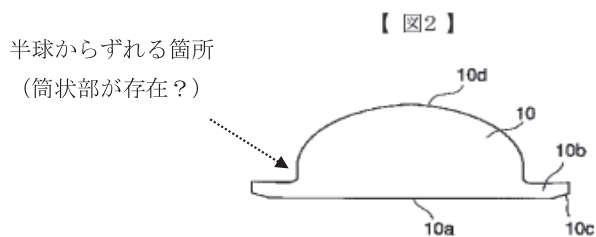
公開特許公報を引用例として引用発明の認定を行う場合、その請求項や明細書の記載に関してサポート要

表 1 平成 27 年の特許審決取消訴訟（当事者系）の概要

係 属 部	判決言渡数 (進/新)	無効審決 20 件		不成立審決 51 件		特許権者の有利・不利		
		取消 (進/新)	維持 (進/新)	取消 (進/新)	維持 (進/新)	有利 (進/新)	不利 (進/新)	有利な率 (進/新)
1 部	11 (5)	1 (0)	2 (1)	4 (0)	4 (4)	5 (4)	6 (1)	45% (80%)
2 部	21 (18)	4 (4)	4 (2)	5 (4)	8 (8)	12 (12)	9 (6)	57% (67%)
3 部	15 (13)	1 (1)	3 (3)	6 (5)	5 (4)	6 (5)	9 (8)	40% (38%)
4 部	23 (20)	0 (0)	4 (3)	5 (3)	14 (14)	14 (14)	9 (6)	61% (70%)
合計	70 (56)	6 (5)	13 (9)	20 (12)	31 (30)	37 (35)	33 (21)	53% (63%)

件や実施可能要件を満たしている必要があるかについて議論がある。この点について必ずしも、そのような必要はない旨を判示したものとして、「有機エレクトロルミネッセンス素子用発光材料事件」<sup>(7)</sup>がある。すなわち、同事件の判決は、「請求項や明細書の記載が、サポート要件や実施可能要件を欠くとして拒絶の理由が生じ得るものであったとしても、そのことにより、当該公開公報を技術文献として読んだ当業者が理解する技術的事項の範囲を、上記各要件を充足する範囲に限るべき理由はない。」とした。

同様に、引用例が公開特許公報である場合において、当該公報の図面から引用発明の認定を行うとき、図面から引用発明を認識し得るためには、どの程度の正確性が必要かについて判示した事件として、「斜板式コンプレッサ事件」<sup>(8)</sup>がある。同事件では、「特許出願の願書に添付される図面は、明細書を補完し、特許を受けようとする発明に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは限らない。…シュー 10 に筒状部が存在するか否かといった、甲 1 発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで認識すべきものではない。したがって、甲 1 の図 2 に示されたシュー 10 の半球状凸曲面 10d には半球からずれる箇所（すなわち、筒状部）が明確に存在するとの原告（著者注：無効審判請求人）の主張は、根拠がない。」と判示された。



また、「同時圧縮方式デジタルビデオ制作システム事件」<sup>(9)</sup>は、審決取消訴訟における新たな証拠による周知技術又は技術常識の立証は許容されるとした「食品包装容器事件」の最高裁判決<sup>(10)</sup>を引用し、審決の予告後に上申書に添付して提出された参考資料についても審決取消訴訟において提出して、本件出願の優先日当時の周知の技術事項ないし技術常識を立証することは許されると判示した。

### (3) 一致点・相違点の認定

一致点・相違点の認定の誤りは、通常、発明の要旨認定ないし引用発明の認定の誤りを前提として争われることとなる。

「振動低減機構事件」<sup>(11)</sup>は、本件発明における「付加バネ」は、技術常識としての「ばね」を指すものと解されるどころ、引用発明の「取付部材」は技術常識としての「ばね」の機能を備えるものではなく、これを一致点であると認定した審決の判断は誤りであると判示した。

また、相違点をどのような単位において認定するかは、動機づけの有無の判断も変わり得ることから<sup>(12)</sup>、審決取消訴訟における争点となり得るところ、「管状格子パターンを有するゴルフボール事件」<sup>(13)</sup>は、同一の構成（格子部材の断面形状）に関する相違点は、分断することなく、一つの相違点として認定するのが相当であると判示した。

### (4) 容易想到性の判断

容易想到性は、主引用発明に相違点に係る構成を適用することが動機づけられるかという評価に基づき判断される。

相違点に係る構成を埋め合わせる副引用例が複数必要となる場合における容易想到性の判断について言及した事件として「マイクロ波利用のペプチド合成事件」<sup>(14)</sup>がある。同事件では、副引用例が複数必要となることをもって、容易想到性が直ちに否定されるものではなく、「当該相違点に係る構成を開示する複数の文献等（副引用例）の内容及び関連性を検討した上、引用発明を含めたそれぞれの副引用例の技術分野の関連性、技術課題や作用・機能の共通性、これらの引用発明及び副引用例を組み合わせることについての動機づけの有無などを総合して、容易想到性の存否を決めるべきものである。」と判示された。

#### ア 動機づけ

〔肯定〕

動機づけを肯定した裁判例及びその要旨は次のとおりである。動機づけを基礎づける要素として、引用例における示唆が認められること、課題又は適用されるべき技術が周知であることなどが考慮されている。

「完全型副甲状腺ホルモンの測定方法事件」<sup>(15)</sup>は、主引用例における示唆の存在を認定し、容易想到性を肯

定した。

「熱間圧延用複合ロール事件」<sup>(16)</sup>は、技術常識として当業者に認識されていた課題から、主引用発明に周知技術を適用することは格別困難でないとして、その組合せにより相違点に係る構成を得ることは当業者が容易になし得たと判示した。

「架電接続装置事件」<sup>(17)</sup>は、主引用発明に同一の技術分野における周知技術を採用することに格別の困難性は認められないとして動機づけを肯定した。

「硬質医療用塩化ビニル系樹脂組成物事件」<sup>(18)</sup>は、出願日当時の技術常識から主引用発明を本件発明の用途（硬質医療用）に適用することは容易であると判示した。

「遊戯具事件」<sup>(19)</sup>は、公知技術に周知技術を適用しただけであり、当業者であれば容易に想到できるといふべきであると判示した。

「斜板式コンプレッサ事件」<sup>(20)</sup>は、副引用例に接した当業者であれば、主引用発明にも同様の技術課題（偏摩耗等の不具合の原因を回避するために製造過程において当たりの位置を所定範囲に収める必要があるところ、従来のものでは当たり位置がばらつきやすい、という課題）が存在することを理解できるとし、主引用発明に副引用例に記載された事項を適用することは当業者が容易に思い付くことであると判示した。

#### [否定]

動機づけを否定した裁判例及びその要旨は次のとおりである。主引用発明が備える構成を前提として、相違点に係る構成を適用すべき具体的事情が見いだせない場合には動機づけが否定されている。

「遮断弁事件」<sup>(21)</sup>は、主引用発明において、他の部材と一体的に固定され組み立てられているパイプを他の部位に設ける動機付けがあるということはできないと判示した。

「繊維ベール事件」<sup>(22)</sup>は、主引用発明の空気を吸引除去する開口部は押圧圧縮作業以後の工程において初めて形成されるものであるところ、副引用例に開示されている押圧作業開始前にあらかじめ圧縮収納用の袋に逆止弁が取り付けられ排気口が形成されている構成とは、吸引部（開口部）の形成過程が異なるとして、副引用例が開示する構成を適用する動機付けは認められないと判示した。

「マイクロ波利用のペプチド合成事件」<sup>(23)</sup>は、合理的

な温度範囲にすべきことは自明であるものの、必ずしも容器内の資料の反応温度を一定の範囲内に保つものとはいえない点において副引用例に開示されている冷却手段は有用な手段とは言えないとして、主引用発明に同冷却手段を適用する動機は見出し難いと判示した。

「蓋体事件」<sup>(24)</sup>は、使用上の不都合等の問題があるとしても、主引用発明は金型の構造を単純なものとして一体成形を可能とする構成（フラップ取付位置）を採用しているものと推認されることから、この技術的意義を失わしめる構成に変更することは動機づけられないと判示した。

「立体網状構造体製造装置事件」<sup>(25)</sup>は、当該技術が「搬送手段」として周知技術であっても、繊維製品の「成形手段」として公知技術であることの立証がなされていないほか、主引用発明に採用して、繊維製品の「成形手段」として用いることについて示唆ないし動機づけがあると認めるに足りる証拠もないと判示した。

「大便器装置事件」<sup>(26)</sup>は、主引用発明及び副引用発明は、一般的な課題（内部の全面的な洗浄）が共通しているにすぎず、具体的な課題としては、主引用発明はボウル部前方側に達した洗浄水の挙動、副引用発明は便器手前側への洗浄水の到達であり、その課題は対象を異にしており、また、主引用発明に副引用発明の構成を採用することは、主引用発明の洗浄水の旋回という手段を断念させることから、主引用発明の洗浄方法とは相容れないこと等を理由として、主引用発明に副引用発明の構成を適用することは当業者によって容易であるとは認められないと判示した。

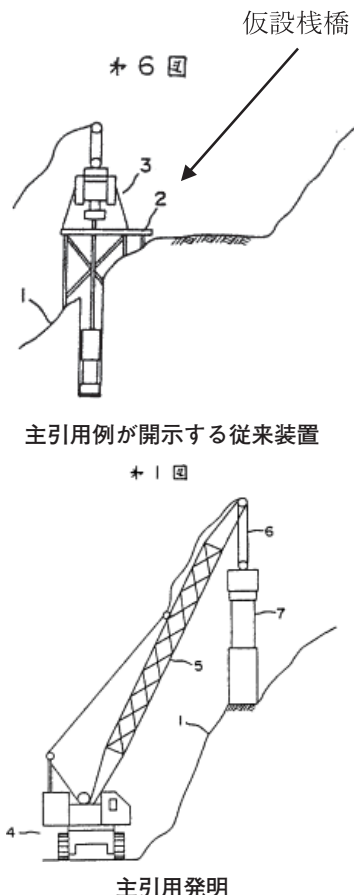
「逆流防止装置事件」<sup>(27)</sup>は、一般にドレインの発生が好ましくないとしても、従来の装置の課題を解決するためにドレインを発生させている主引用発明において、これを回避すべき課題として認識するものではないとして、相違点に係る構成に置き換えることの動機付けを否定した。

#### イ 阻害要因

阻害要因を認定した裁判例及びその要旨は次のとおりである。主引用発明の技術的意義を失わせる等の事情をもとに阻害要因が認定されているが、阻害要因を認定するか、相違点に係る構成を適用すべき具体的事情が見いだせないとして動機づけを否定するかの差は

相対的なものといえる。

「掘削装置事件」<sup>(28)</sup>は、相違点に係る構成（「反力受桁」「仮設栈橋のような構造」）を主引用発明（第 1 図）に適用することは、主引用発明を（当該主引用発明を開示する）公開特許公報記載の従来技術（第 6 図）に戻すことを意味し、主引用発明の目的に反し、効果を否定するとして、阻害要因が存すると判示した。



また、「半導体製造のためのマテリアルの自動化処理システム事件」<sup>(29)</sup>は、主引用発明に「水平移動可能な移動ステージ」等を設けることは、設備全体としての構成の簡素化を図るという主引用発明の技術的意義を失わせる結果になるとして阻害要因があると判示した。

#### ウ 顕著な効果

構成が容易想到であっても、当該構成から得られる効果が当業者にとって予測し難い顕著なものである場合には、なお進歩性が肯定される。

例えば、「マイクロ波利用のペプチド合成事件」<sup>(30)</sup>も、一般論として、この点を認めている（ただし、同事件においては、マイクロ波の利用による反応時間の短縮は、予想し得る範囲のものであるとし、進歩性を基礎づけるものではないと判示された。）

また、「有機エレクトロルミネッセンス素子用発光材料事件」<sup>(31)</sup>は、上位概念の発明が公知文献に記載されている場合においても、本件発明が具体的に開示されておらず、かつ、顕著な特有の効果を奏するときには、特許性が肯定されるとの一般論を判示しているが、本件発明については、顕著な効果を奏するとは認められないと認定した。

## 2 訂正・補正要件に関連する取消事由

### (1) 訂正

訂正の要件である、訂正の目的（誤記の訂正、特許請求の範囲の減縮）、新規事項の追加に当たらないこと、実質上特許請求の範囲を拡張・変更するものではないことなどについて、次のとおり、幾つかの参考になる裁判例が見られた。

#### ア 誤記の訂正

「ローソク事件」<sup>(32)</sup>では、「誤記の訂正が認められるためには、まず、特許明細書又は特許請求の範囲に『誤記』、すなわち、誤った記載が存在することが必要である」と判示し、補正後の記載を補正前の記載に戻す本件訂正について、補正後（本件訂正前）の記載内容それ自体に誤りがあるとは認められないとして、「誤記」の訂正に該当するとした審決の判断にはその前提において誤りがあるとした。

#### イ 特許請求の範囲の減縮

「経皮吸収製剤事件」<sup>(33)</sup>は、「訂正が特許請求の範囲の減縮（1号）を目的とするものということができるためには、訂正前後の特許請求の範囲の広狭を論じる前提として、訂正前後の特許請求の範囲の記載がそれぞれ技術的に明確であることが必要であるというべきである。」とし、物の発明から（除く）訂正により除外される構成が技術的に明確でないことから、訂正後の特許請求の範囲の記載は技術的に明確ではなく、本件訂正は特許請求の範囲の減縮を目的とするものとは認められないと判示した。

#### ウ 新規事項の追加

新規事項の追加については、「溶剤レジスト事件」に係る平成 20 年の知財高裁大合議判決<sup>(34)</sup>において、「明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項」との関係において、「新た

な技術的事項を導入」するものであるかどうかという基準が示された。このような基準を踏まえて、その後の裁判例は、必ずしも明細書の文言的記載との直接的・一義的な対応関係を要求していない。「ラック搬送装置事件」<sup>(35)</sup>もそのような裁判例の一つといえ、取付態様を下位概念である「懸下」から上位概念である「保持」（「懸下」以外にも「埋設」等の態様を含む）とする訂正について、本件特許の出願時における技術常識を考慮すれば、「埋設」等の取付態様は本件明細書から自明のものであり、新たな技術的事項を導入するものではないと判示し、新規事項の追加を理由として訂正を認めなかった審決の判断は誤りであるとした。

### エ 実質上特許請求の範囲を拡張

「同時圧縮方式デジタルビデオ制作システム事件」<sup>(36)</sup>は、「映像番組を代表する情報」を「番組情報」に変更する訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張するものであり、特許法 126 条 6 項（134 条の 2 第 9 項による準用）に違反すると判示した。

## (2) 補正

「ローソク事件」<sup>(37)</sup>では、特許請求の範囲に「燃焼芯の先端から少なくとも 3mm の先端部」という構成を追加することは、別々の実験結果に基づく「燃焼芯の先端から少なくとも 3mm の先端部」と「ワックスの残存率が 19%～33%」という構成を統合することとなり、新たな技術的事項の導入に当たるという原告（無効審判請求人）の主張に対して、補正により当該構成とすることは、本件明細書のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではないと判示した。

## 3 記載要件に関連する取消事由

### (1) 実施可能要件

物を製造する発明の実施可能要件について、「ビタミン D 事件」<sup>(38)</sup>は、一般論として、「物を製造する方法の発明については、当該発明にかかる方法の使用を行うものであるから、実施可能要件を満たすためには、明細書の発明の詳細な説明の記載は、明細書及び図面の記載並びに出願当時の技術常識に基づき、当業者がその方法により物を製造できる程度のものでなければならない。」と判示した。

「位置検出器事件」<sup>(39)</sup>は、明細書に焼結温度、焼結時間等の製造条件等が記載されておらず、また、技術常識に基づいても実施できないとし、実施可能要件を欠くと判示した。

### (2) サポート要件

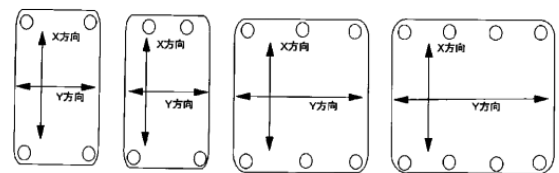
「回転角検出装置事件」<sup>(40)</sup>は、「偏光フィルムの製造法事件」に係る平成 17 年の知財大合議判決<sup>(41)</sup>が示したサポート要件に関する判断基準につき、その前提となる要件（「当業者が、いかなる場合において課題に直面するかを理解できることが前提となる」）を設定の上、この前提要件を充足しないとして、サポート要件違反を認定した。

また、「帯電微粒子水による不活性化方法事件」<sup>(42)</sup>は、本件発明の「粒子径が 3～50nm」における粒子径 3～10nm 未満の部分と粒子径 30～50nm 部分について効果を裏付けるデータがなくとも、明細書には定性的ではあるが作用が存在することが記載されていること等を理由として、サポート要件を満たしていると判示した。

### (3) 明確性要件

「炭化珪素質複合体事件」<sup>(43)</sup>は、明細書の段落【0031】や【図 9】等の記載からでは、本件発明の「穴間方向（X 方向）」が板状複合体のネジ穴又は外形との関係でどの方向を示すか明確に記載されておらず、本件発明の技術的意義を理解できないとして明確性要件を満たさないと判示した。

【図 9】



【0031】・・・一般にここで、前記穴間方向（X 方向）とは、図 9 (a)～(d) に例示した、放熱板表面の一方を示し、Y 方向は、前記表面内の X 方向と垂直な方向を示している。

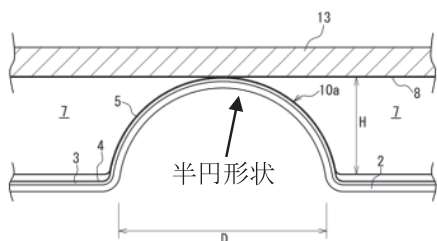
「大便器装置事件」<sup>(44)</sup>では、「略水平」という用語は、当該技術分野の平均的な技術水準において「棚を水平を保ったということであり、なるべく水平な状態にしたとか、ほぼ水平であるといった程度の意味ととらえられる」、「当業者は、その技術水準に従い、棚は、なるべく又はほぼ水平であればよいと理解するのであり、それ以上に棚の傾斜の限界を認識しなければならない必要はない。」として、明確性要件違反はないと判

示した。

#### 4 その他取消事由等

##### (1) 拡大先願

いわゆる拡大先願に係る明細書との関係においては、後願の発明が先願明細書に「実質上、記載されているに等しい」といえるかが争点となる。「建物のモルタル塗り外壁通気層形成部材事件」<sup>(45)</sup>もそのような事例であり、裁判所は、先願当初明細書等には「通気胴縁部」は「半円形状」のもののみ図示されていたが、その具体的形状は（先願当初明細書が開示する発明の）課題解決自体を左右する要因ではなく、また、当業者が通常行う設計変更の範囲を含む等記載もなされていることから、その他の形状からなる「通気胴縁部」も記載されているに等しいと認定し、これに反する審決の判断は誤りであると判示した。



##### (2) 共願違反

「袋入り抗菌剤事件」<sup>(46)</sup>は、本件発明の発明特定事項 h について、A がその技術的意義に気づいて本件発明を完成させたとしても、同発明特定事項に係る構成は B が創作した外袋により生じたものであること等を理由として、A が単独で本件発明を創作したものとは言えないと判示した。

##### (3) 取消判決の拘束力

「熱可塑性プラスチックの製造事件」<sup>(47)</sup>は、再度の審判手続における判決の拘束力について述べた「高速旋回式バレル研磨法事件」<sup>(48)</sup>を引用し、第 1 次取消判決の拘束力（行政事件訴訟法 33 条 1 項）に抵触する認定判断がなされていることを理由として審決を取り消した。

##### (4) 特許法 133 条 3 項に基づく却下決定

「有精卵の検査法事件」<sup>(49)</sup>は、特許法 131 条 2 項の記載要件を欠くことを理由とする同法 133 条 3 項に基づく審判請求書を却下する決定は、審理を行うことが可

能な程度に主張が特定されているかを判断するものであること等を理由として、限定的な場合に限り行えるものと判示した。

##### (5) 一事不再理効

平成 23 年改正後の一事不再理効は同一の当事者間に限られることから、その射程を従来より広げるべきか議論があるが<sup>(50)</sup>、「洗剤組成物事件」<sup>(51)</sup>は、「主引用例に記載された主引用発明が異なる場合も、主引用発明が同一で、これに組み合わせる公知技術あるいは周知技術が異なる場合も、いずれも異なる無効理由となるというべきであり、これらは、特許法 167 条<sup>(52)</sup>にいう『同一の事実及び同一の証拠』に基づく審判請求ということはできない。」と判示した。

##### (6) 時機に後れた攻撃防御方法

「振動低減機構事件」<sup>(53)</sup>は、審決取消訴訟における取消事由主張の適時性（時機に後れた攻撃防御方法として排斥されるか否か）は、審決取消訴訟は特許庁の審決の瑕疵を事後的に判断する訴訟手続であることを理由として、専ら当該審決取消訴訟の審理状況を前提として判断すべきと判示した。

## 第 2 査定系の審決取消訴訟の概況（小林担当）

平成 27 年の拒絶査定不服審判（特許）の審決に対する取消訴訟の概況は、表 2 のとおりである<sup>(54)</sup>。知財高裁の各部ごとに、事件数、取消判決数、維持判決数、取消率（出願人に有利な判決の率）を算出した。なお、括弧内の数字は、新規性・進歩性に関する取消事由について判断がなされた数及び取消率である。

表 2 平成 27 年の特許審決取消訴訟（査定系）の概要

係属部	事件数	取消	維持	取消率
1 部	14 (13)	2 (2)	12 (11)	14% (15%)
2 部	21 (20)	4 (3)	17 (17)	19% (20%)
3 部	12 (10)	3 (1)	9 (9)	25% (10%)
4 部	17 (15)	7 (6)	10 (9)	41% (40%)
合計	64 (58)	16 (12)	48 (46)	25% (21%)

審決の取消率は、各部で若干のばらつきが見られたものの、平成 24 年（25%）、平成 25 年（24%）、平成

26 年（17%）からは大きな変動は見られなかった。また、事件数は 64 件であり、平成 24 年（152 件）、平成 25 年（139 件）、平成 26 年（99 件）と比べると、事件数は減少傾向にある。なお、個人による出願に係る事件は 16 件であり、うち本人訴訟は 7 件であった。

## 1 新規性・進歩性

### (1) 要旨認定

要旨認定に誤りがあるとしても、その誤りが審決の進歩性の判断などに影響を及ぼすものでなければ、審決取消事由とはならない。「マイクロモジュールと非接触式近接通信手段を備える再現装置とからなる組立品」事件<sup>(55)</sup>においても、本願発明の「マイクロモジュールを能動的にすることができる」バッテリーの文言について、明細書及び各種技術文献を斟酌して、「『能動的にする』とは、自ら通信を開始するという意味だけではなく、自ら備えている電力によって電波を発信して通信をすることを意味すると解される」として、これを「マイクロモジュールにおける回路を動作させることができる」と解した審決の認定は誤りであると認定したが、当該「能動的にする」との構成は周知技術であるとして、容易想到であるとの結論を維持した。

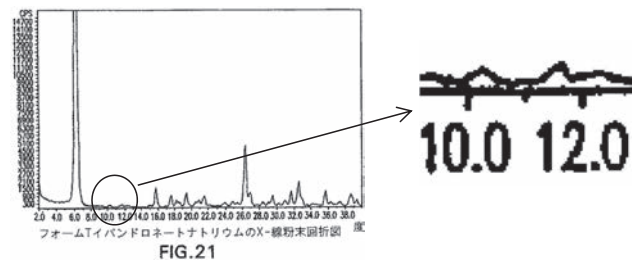
### (2) 引用発明の認定

「真空吸引式掃除機用パックフィルター」事件<sup>(56)</sup>の判決においては、引用発明として認定すべき範囲について、一般的な基準が示されている点において注目される。

すなわち、当該判決は、「本願発明の発明特定事項に対応する技術事項が客観的、具体的に認定されるべきであり、また、引用公報に発明特定事項に対応する技術事項が記載されていないとの判断を導く関連技術事項も記載されている場合には、これも加えて引用発明として認定する必要がある。これに対し、引用発明の特徴的技術事項であっても、本願発明の発明特定事項に関連しない技術事項まで認定する必要はない。」と一般論を判示した。その上で、本願発明については、各フィルター要素間の空間の形成、表面積の大小関係、濾過速度の大小関係を規定したものであり、引用文献における各フィルター要素の通気性が変化する構成は本願発明の発明特定事項が記載されていないとの判断を導く関連技術事項とはいえないとして、これを

引用発明に含めなかった審決の認定を是認した。

「イバンドロネート多形 A」事件<sup>(57)</sup>では、X 線回折パターンを開示する引用例において本願発明に相当する構成を認定することができるかが争点とされた。同事件の判決は、本願発明における「特性ピーク」について、本願明細書には特段の説明や定義はないが、「特定」の通常用語例からすれば、単なるピークではなく、「その結晶を特徴づける特有のピークと解するのが相当である」と認定し、引用発明の X 線回折パターン（下図）では、 $10.2 \pm 0.2^\circ$  及び  $11.5 \pm 0.2^\circ$  の位置に明確なピークを見いだすことができず相違点があるとして、特許法 29 条の 2 に違反するとした審決を取り消した。



「動的な触覚効果を有するマルチタッチデバイス」事件<sup>(58)</sup>では、引用例である国際公報（英文）の原文が国内公表公報の翻訳文とは異なることを立証して、審決の認定の誤りが認められた。

すなわち、少なくとも 2 つの実質的に同時に起こるタッチの感知に応答して動的な触覚効果を生成する本願発明について、審決は、引用文献（英語の国際公報）の翻訳文（対応する国内公表公報）を参照して、「触覚による感覚を生成するプロセスは、センサ式パネルの所定の箇所または複数箇所に触れているユーザにより作動させる」ことが引用文献に開示されていると認定した。しかし、知財高裁は、引用文献（原文）の該当箇所には、国内公表公報の翻訳文とは異なり、「触覚による感覚を生成するプロセスは、センサ式パネルに触れているユーザにより、所定の箇所又は複数箇所で作動させることができる」ことが記載されているにすぎず、センサ式パネルの複数箇所への接触により触覚効果を生成する構成の開示はないと認定して、審決を取り消した。

### (3) 一致点・相違点の認定

「プロバイオティクス構成成分及び甘味剤構成成分を含む組成物」事件<sup>(59)</sup>では、引用例における上位概念の記載が、下位概念である組成物に係る本願発明の開



示として十分かどうか争点とされた。審決は、ビフィドバクテリウム等の細菌類に限定されたプロバイオティク成分（胃腸管内の微生物のバランスの改善等に効果を有する）と、グルコース等の単糖類に限定された甘味剤構成成分（プロバイオティク構成成分の安定性に有用とされる）とを混合した組成物にかかる出願発明について、引用発明にプロバイオティク（上位概念）と、単糖類を含む多様なものが開示されているとして、ビフィドバクテリウム等のプロバイオティク成分とグルコース等を含む点で一致すると認定した。これに対し、知財高裁は、「引用された発明が『プロバイオティク』との上位概念で構成されている場合、その下位概念に『ビフィドバクテリウム、ラクトバシラス』が含まれるものであるとしても、『ビフィドバクテリウム、ラクトバシラス』により具体的に構成された発明が当然に開示されていることにはならない」、「本願補正発明の『甘味料構成成分』と引用発明の『プレバイオティク』とが同一成分で重なるからといって、両者を直ちに同一のものにとらえることはできない。」として、審決を取り消した。

「分散型システムにおいて複数の関連付けられたマルチメディア資産の何れかを同期させる技法」事件<sup>(60)</sup>では、本願発明における「同期」の文言の意義が争われた。分散型ネットワークにおいて、そこに参加するデバイス中の写真アルバムが修正されると、当該ネットワークに参加する他のデバイス中の写真アルバムを自動的に同期させる装置に関する本願発明について、知財高裁は、本願発明のデバイスには主従は付けられておらず、写真アルバムを双方向に整合させるという意味での「同期」であると認定した。その上で、引用発明ではオブジェクトの変更等の検出による多数のデータベースへの更新オブジェクト情報の提供は一方（サーバからクライアント）にのみ行われていることから、この点は相違点を構成するとして、この点を一致点であるとしてなされた審決を取り消した。

#### （４）容易想到性の判断

引用発明を組み合わせる進歩性の判断を行う際には、動機付けの有無が問題となり得るところであり、動機付けの有無を審理判断したケースは、以下の裁判例を含め多く見られた。一方で、相違点に係る構成が周知技術である場合には、動機付けの有無を特に問題とせずに進歩性を否定しているものも見られた。

#### ア 動機づけを肯定したもの

「電子カルテの指示文書作成装置」事件<sup>(61)</sup>では、副引用例に開示された技術は、処置の失念等の医療上のミス発生防止を目的の1つとしている点で（主引用例に係る）引用発明の目的と共通し、「実施すべき状況に至った指示に係る処置を自動的に選択し、同選択により確定した指示に係る処置を、表示して医療に携わる関係者に伝えるという点」で引用発明と共通していると認定した。そして、「当業者において、医療上のミス発生防止を更に徹底するために、引用発明につき、対象とする医師による事前の条件付指示の選択肢を増やすことを考えて」、引用発明に副引用例を適用する動機はあると判示した。

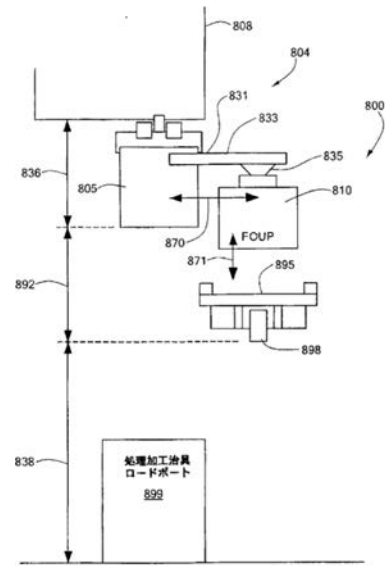
「温度センサ」事件<sup>(62)</sup>では、①電極線として用いる白金材の結晶粒の粗大化が一因となって、高周波域における強振動により電極線に断線が生じること、②白金又は白金合金を主成分とし、金属酸化物を添加した白金分散強化材を電極線とすると、電極線と信号線とをレーザ溶接する際に前記添加に係る金属酸化物が溶解せず、そのために溶接強度が低下するという問題が発生することにつき、本願優先日当時の公知の技術課題であると認定した。そして、「当業者は、引用発明1に接すれば、これらの課題を解決するために電極線の材料を選定するに当たり、単に耐熱性が高い材料では足りず、電極線自体の強度を高めて断線を抑制し、かつ、溶接強度を低下させない材料を探すものと認められ、その要請を満たすものとして、引用発明2に係るストロンチウムを含有する白金材料を選択する動機は、十分に存在した」と判示した。

#### イ 動機付けを否定したもの

「オーバーヘッドホイスト搬送車」事件<sup>(63)</sup>では、引用例の組合せにより、当該引用例の技術的意義が失われるとして、動機付けが否定された。本願発明では、水平方向に移動する移動ステージ(833)と上下方向に移動するホイスト把持部(835)を備えたオーバーヘッドホイストが、カセットポッド(810)を搬送する。刊行物2発明では、移動体(3)が上下方向に移動するとともに物品(B)を保持する昇降部(3c)を備えており、昇降部(3c)ではなく物品保持部(11)を水平方向に移動させることで、物品(B)を移載する。

審決では、本願発明（ホイスト把持部（ホイストグリッパー 835）が下降して物品を把持した後、上昇し、

ホイスト把持部が物品を把持した状態で移動ステージ 833 が水平方向にオーバーヘッド搬送車 805 の側方の固定棚 (図示されない。) 上方まで移動し、ホイスト把持部が下降して固定棚上に物品を載置する構成) は刊行物 2 発明 (後掲の図 1 の物品移載手段 BM により昇降移動し、物品載置台 11 により水平移動する構成) 及び刊行物 1 発明 (把持具が昇降移動する構成に加えて、水平方向に移動する構成を適用し、物品載置台及び加工装置へ異なる移動手段で物品を移載する構成) に記載の事項に基づいて容易想到であると判断された。これに対し、知財高裁は、「刊行物 2 発明は、移動体と物品保持部との間及び移動体とステーション (加工装置) との間の物品の各移載手段を、単一の昇降移動手段で兼用し、構成の簡素化を図ることをその技術的意義とするものである」「刊行物 2 発明においては、物品載置台 11 が揺動移動する構成となっており、移動体 3 の直下に位置することが可能であるため、物品移載手段 BM の把持具 3d は昇降移動のみで物品載置台 11 との間の物品の移載が可能となるにもかかわらず、あえて把持具 3d を水平方向に移動させる構成を追加する必要がなく、そのような構成に変更する動機付けがあるとは認められない。」として、刊行物 1 発明にかかる構成を組み合わせることは、刊行物 2 発明の技術的意義を失わせることになるとして、動機付けを否定し、容易想到であるとした審決を取り消した。

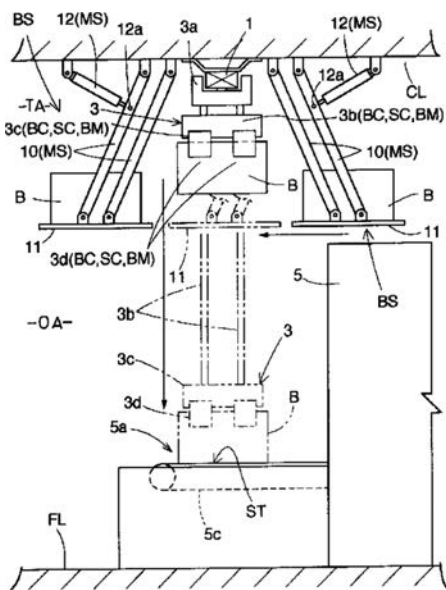


[本願公報の図 6]

「日中活動量の低下および／又はうつ症状の改善作用を有する組成物」事件<sup>(64)</sup>では、引用発明の効果と本願発明の効果との共通性が争点とされた。審決は、引用例 2 (記憶・学習能力の低下の改善) と本願発明 (うつ病の改善) はいずれも、「脳機能の低下に起因する症状あるいは疾患」を改善する点で共通していると認定した。

しかし、知財高裁は、「本願出願日当時、記憶・学習能力の低下の改善とうつ病の改善との関連、又は、うつ病と海馬組織中のアラキドン酸含有量との関連についての技術常識があったと認めることができない」として、引用例 2 にかかる発明の医薬組成物が予防又は改善作用を有する症状又は疾患は脳機能の低下に起因する記憶・学習能力の低下に限られると認定した。そして、「うつ病と、記憶障害が中核症状である認知症とは、その病態が異なり、本願出願日当時、記憶・学習能力の低下を改善する薬が、うつ病をも改善するとの効果を有するとの技術常識が存在していたとは認められないことからすれば、引用例 2 に接した当業者が、引用例 2 に記載された『脳機能の低下に起因する症状あるいは疾患』に含まれる多数の症状・疾患の中から、特に『うつ病』を選択して、『構成脂肪酸の一部又は全部がアラキドン酸であるトリグリセリド』を用いて、うつ病の症状である『うつ症状』が改善されるかを確認しようとする動機付けがあるということではできない」として、進歩性を否定した審決を取り消した。

「計器パネルおよび計器パネル向けのボードユニット」事件<sup>(65)</sup>では、審決は、引用発明に周知技術 1 (自動



[刊行物 2 の図 1]

車用の収納ボックスにおいて、テーブルとしての機能を有する中蓋を枢動可能に設けること)を適用することは容易想到であるとした。これに対し、知財高裁は、「本願の優先日前に、揺動可能かつ枢動可能なテーブルが技術常識であるとしても、引用例には、引き出し板 40 を、カバー 20 と空間 30 との間で、フレーム要素 12 に対して揺動可能かつ枢動可能に設けることやその構成については記載も示唆も存せず、また、周知例にも、テーブルとしての機能を有する中蓋を、外蓋と空間との間で、揺動可能かつ枢動可能に設けることやその構成については記載も示唆も存しないから、引用発明において、上記技術常識を踏まえて周知技術 1 を適用し、引き出し板 40 をフレーム要素 12 に対して揺動可能かつ枢動可能に設けることが容易に想到することができたということとはできない。」として、審決を取り消した。

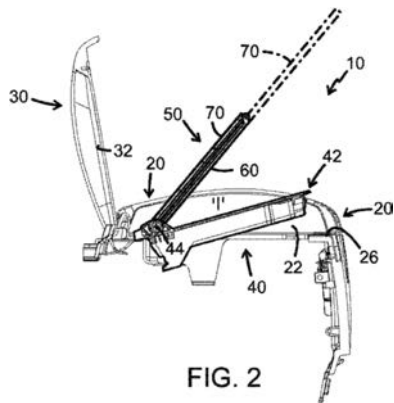


FIG. 2

[本願公報の図 2]

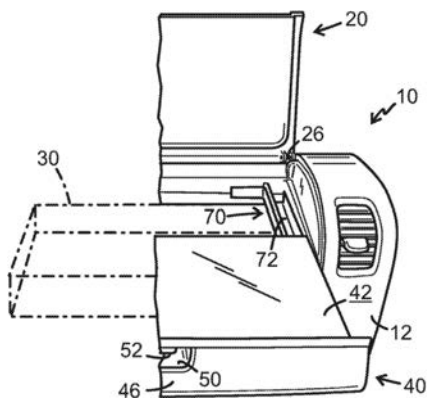


FIG. 3

[引用例の図 3]

ウ 阻害要因があると認定したもの

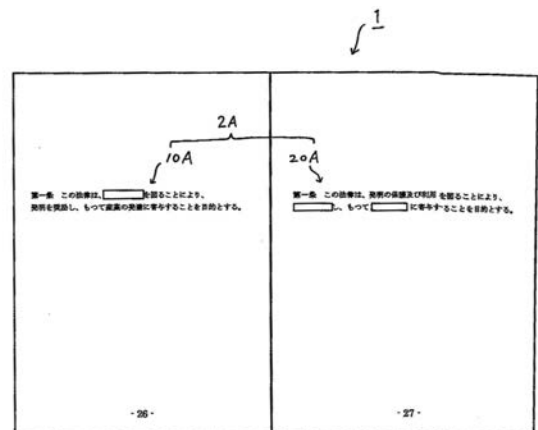
「マルチデバイスに対応したシステムにおいて用いられる装置」事件<sup>(66)</sup>では、引用発明に周知技術 A を適用して本願発明とするのが容易想到であるとした審決に対して、知財高裁は、引用発明の課題は、端末装置の特性等に応じて別々のコンテンツ及び選択肢を用意

することなく、端末装置に応じた最適なコンテンツを提示することにより、周知技術 A (端末装置の種類に対応する複数のスタイルシート (CSS) をあらかじめ用意しておき、そのうちの 1 つを選択するようにすること)を引用発明に適用してしまうと引用発明の課題を解決できず、よって阻害要因があると判断し、審決を取り消した。

2 その他の拒絶理由

(1) 発明該当性

「暗記学習用教材」事件<sup>(67)</sup>において、「原文文字列の一部を伏字とすることにより作成された暗記学習用虫食い文字列が表示された暗記学習用教材であって、前記暗記学習用虫食い文字列は、前記原文文字列を対象として作成され、第 1 の伏字部分が設けられた第 1 の虫食い文字列と、前記原文文字列を対象として前記第 1 の虫食い文字列とは別に作成され、第 1 の伏字部分が設けられた箇所に対応する箇所とは異なる箇所に第 2 の伏字部分が設けられた第 2 の虫食い文字列と、を含み・・・」との本願発明について、発明該当性が問題となった。知財高裁は、「請求項に記載された特許を受けようとする発明に何らかの技術的手段が提示されているとしても、前記のとおり全体として考察した結果、その発明の本質が、人の精神活動、抽象的な概念や人為的な取り決めそれ自体に向けられている場合には、『発明』に該当するとはいえない。」との一般論を述べた上で、本願発明の技術的意義は、暗記学習用教材という媒体に表示された暗記すべき事項の暗記学習の方法そのものにより、暗記学習の対象となる事項を記録・表示するために一般に用いられている「教材」という媒体を利用するにすぎず、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作とはいえないと判示した。



## (2) 実施可能要件

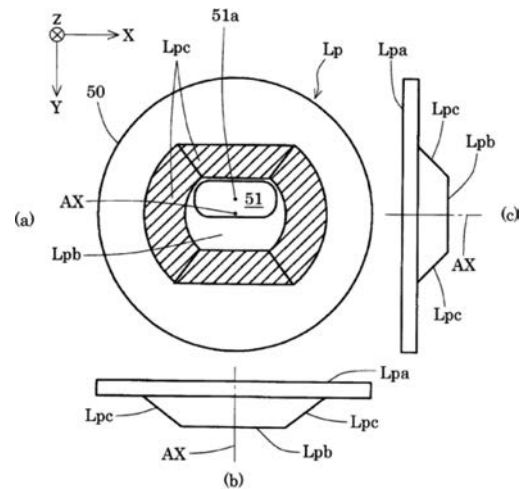
出願に係る発明が実施可能要件を満たすかどうかを判断する主体は、「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者」であることから（特許法 36 条 4 項 1 号）、「通常の知識」すなわち、技術常識を考慮して判断することが必要になるが、技術常識として何を考慮すべきかという点が、争点となりやすい。

「遠心分離機用ロータユニット」事件<sup>(68)</sup>では、審決は公知文献に基づき進歩性がないと判断したほか、出願発明の「前記分離チャンバ(2)内で互いに軸方向に離間して前記回転軸(R)と同軸に配置されている金属からなる複数の分離ディスク(10)」の構成要件について、(本願公報の図 2 に示されるように) 隔離部材(間隔保持部材 10a)を配置して分離ディスク 10 に間隔を形成するのが一般的であるところ、間隔保持部材を設けずに間隔を形成する方法が明細書に記載されていないことから、実施可能要件を満たさないと認定した。これに対し、知財高裁は、複数の証拠を挙げて、「複数の部材を相互にはんだ付け又は溶接により接合する場合に、当該複数の部材は、一定の時間相互に近接保持される必要があるが、様々な治具等によって空間内の特定の位置に固定されることは、技術常識といえる」として、実施可能要件に違反するとして審決の認定は誤りであると判断したが、進歩性がないとの審決の判断は維持した。

「活性発泡体」事件<sup>(69)</sup>では、本願発明の「薬剤投与の際に人体に直接又は間接的に接触させて用いる」との文言に関して、「『薬剤投与の際に』とは、その文言からして、活性発泡体を用いる時期を特定するものにすぎず、その請求項において、薬剤の効果を高めるとか、病気の治癒を促進するなどの目的ないし用途が特定されているものではない。よって、本願明細書に、活性発泡体の薬剤との併用効果についての開示が十分にされていないとしても、活性発泡体を『薬剤投与の際に人体に直接又は間接的に接触させて用いる』ことに、それ以外の技術上の意義があるといえることができるのであれば、少なくとも実施可能要件に関する限り、本願明細書の記載及び本願出願当時の技術常識に基づき、本願発明に係る活性発泡体を『使用できる』というべきである。」と述べ、本願発明に係る活性発泡体を血行促進効果を発揮させることができるような形で使用できると認める余地があるとして、実施可能要件を否定した審決を取り消した。

## (3) サポート要件

サポート要件の判断基準として、平成 17 年の知財高裁大合議判決<sup>(70)</sup>では、「特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべき」との一般論が示されている。



「投影光学系」事件<sup>(71)</sup>では、サポート要件を判断するにあたり、特許請求の範囲の一部の記載のみを取り出すことができるかが問題となった。液浸露光装置に搭載される投影光学系に係る本願発明につき、最終レンズの突出部について、①「当該最終レンズの射出側の一部に、前記射出面が他の部分に対して突出して形成される突出部を有し」との形状に関する要件と、②「前記突出部の中心は、前記第 1 方向に関して前記光軸から離れており、前記光軸に対して前記投影領域の中心と同じ側にある」との配置に関する要件が規定されていた。

知財高裁は、本願発明の最終レンズの突出部について、「突出部の構成要件は、全体として一つの事項を特定するものであるから、課題を解決することができるか否かについても、突出部の構成要件全体で考えるべきであり、これを形状に関する構成と配置に関する構成に分け、前者について課題を解決することができるかどうかを検討するのは適切ではない。」として、①の形状に関する要件のみを取り出して、サポート要件の有無を判断した審決の認定は誤りであると判示した。

その上で、上記の知財高裁大合議判決で示された一

般論を述べた上で、本願明細書の記載より、射出面の中心軸線を有効投影領域の中心に向かって光軸から離すという構成により、それに伴い、射出面を光軸に関して回転対称とした場合に比べて射出面の大きさを小さくすることができ、課題を解決できることを当然に認識できるというべきであるとして、サポート要件を満たさないとする審決を取り消した。

#### (4) 手続補正

特許請求の範囲の補正については、最後の拒絶理由通知後の補正の目的の限定による制約があるほか、新規事項の追加の禁止による制限があり、裁判例においても、これらの点が争点とされることが少なくない。

例えば、「検査用プローブの製造方法」事件<sup>(72)</sup>では、補正が特許請求の範囲の減縮に当たるかどうか争点とされた。審決は、2つの線材をレーザー溶接して構成される検査用プローブの製造方法に係る発明において、出願人は、「前記レーザー光により前記第1の線材と前記第2の線材のうち材料の融点が高い側に与えられるエネルギー量を、融点が高い側に与えられるエネルギー量よりも大きくしたこと」の構成要件のうち、「与えられる」の文言を「照射される」との手続補正について、減縮には当たらないとして補正を却下し、請求は成り立たないとした。これに対し、知財高裁は、「本件補正後発明及び本願発明は、線材の材質を特定していないことから、検査用プローブに適用可能なあらゆる材質の線材を含むもので、接合される線材の組合せによっては、線材間の反射率（あるいは吸収率）の差や熱伝導率の差によって、一方の線材に照射されるレーザー光のエネルギー量が他方の線材に照射されるレーザー光のエネルギー量よりも大きいとしても、一方の線材に与えられるエネルギー量が他方の線材に与えられるエネルギー量よりも小さくなることは当然に起こり得る」として、当該補正は発明特定事項を変更する補正であって、減縮に当たらないと判示した。

「シュレッター補助器」事件<sup>(73)</sup>では、特許請求の範囲を「シュレッター補助器の横幅は、メーカーや機種により、シュレッター機本体の刃部分の横幅が異なる為、各メーカーの各機種の刃部分の横幅に入る様に対応させた横幅の長さとする。」とした手続補正が新規事項の追加に当たるかどうか争点とされた。この点について、審決は、当初明細書等ではシュレッター補助器の横幅として A3 用紙が余裕を持って縦に入る位

の横幅である約 35cm のみが想定されているとして、新規事項の追加に当たると認定した。これに対し、知財高裁は、「当初明細書等に開示された発明の技術的課題及び作用効果、さらにはこれらに開示されたシュレッター補助器の具体的な形状等に照らすと、当初明細書等に開示されたシュレッター補助器の横幅が1つのもに固定されていたと理解するのは困難であり、むしろ、シュレッター機本体の紙差込口の横幅、すなわち、これに相応する刃部分の横幅に対応するものとすることが想定されていた」として、手続補正に係る事項は、当初明細書から自明な事項であり、新規事項の追加に当たらないと認定し、審決を取り消した。

#### 3 手続違背

「可逆的熱特性を有する複合繊維」事件<sup>(74)</sup>では、拒絶査定に記載のない拒絶理由を審決が認定したことが手続違背に当たるかどうか争われた。すなわち、本願発明の補正前の当初の請求項1に対しては新規性及び進歩性の要件に違反する旨の拒絶理由が通知されていたが、手続補正後の請求項1については、新規事項追加及び明瞭性の問題のみが指摘されていたにすぎず、新規性・進歩性違反については指摘がなかったところ、審決においては、補正後の請求項1に係る発明（平成24年補正後本願発明1）が新規性要件に違反するとの判断がされた。これに対し、知財高裁は、「本件審決が、特許法29条1項3号の規定に該当し、特許を受けることができない旨の判断をした平成24年補正後本願発明1は、本件拒絶査定理由とされていなかったものであるから、平成14年改正前特許法159条2項にいう『査定の理由』は存在しない。」と認定して、審判手続において拒絶理由は通知されなかったから、審判手続には特許法159条2項により準用される50条本文所定の手続を欠いた違法が存すると判示して、審決を取り消した。

「入金端末」事件<sup>(75)</sup>では、審判請求時の手続補正について、出願人に意見聴取等の機会を与えることなく、手続補正が特許請求の範囲の減縮に該当しないとして審決で補正却下をすることが手続違背に当たるかどうか争われた。この点について、知財高裁は、特許法上、「補正却下の決定をする前に、審判請求人に対して拒絶理由を通知して意見聴取及び再補正の機会を与えるべきことは求められていない。」として、意見聴取及び再補正の機会を与えずに補正を却下する旨の決

定をしたことをもって、「直ちに、特許出願審査手続の適正を貫くための基本的な理念を欠くとか、適正手続に反するということはできず、これを違法とすることはできない。」と判示した。

「可食用酸及び／又はその酸性塩を含む薬剤組成物と用途」事件<sup>(76)</sup>では、審判請求と同時に提出された「平成 22 年 12 月 日」の書面（内容は手続補正）につき、知財高裁は、押印がない点は補正可能な軽微な瑕疵であり、また日付の記載は任意的記載事項であって日付の記載がないものと取り扱われるべきであるから、当該書面は手続補正書の様式に適合すると認定し、これを看過して手続補正前のクレームを前提に審理した審決の認定を誤りであると判示した。

以上

## 注

- (1) 裁判所ウェブサイト（知的財産裁判例集）において、①平成 27 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日を対象期間とし、②「特許権」を権利として選択し、③「行政訴訟」を訴訟類型として選択し、かつ、④「無効 20」をキーワードとして検索した。  
なお、カウントに際しては、一部無効審決について審判請求人及び特許権者の双方が訴訟提起した事件（2 件）をそれぞれ 2 件として、不成立審決の一部を取り消した事件（1 件）を取消判決と維持判決がそれぞれ 1 件あったものとして扱っている。
- (2) 知財高判（2 部）平成 27 年 4 月 28 日（平成 26 年（行ケ）10175 号）〔振動低減機構事件〕。
- (3) 最二小判平成 3 年 3 月 8 日（昭和 62 年（行ツ）3 号）民集 45 卷 3 号 123 頁〔リパーゼ事件〕。
- (4) 塩月秀平「特許出願に係る発明の要旨の認定」法曹会編『最高裁判所判例解説（平成 3 年度）』（法曹会、平成 6 年）28 頁。
- (5) 知財高判（3 部）平成 27 年 4 月 15 日（平成 26 年（行ケ）10192 号）〔シンチレータパネル事件〕。
- (6) 知財高判（1 部）平成 27 年 9 月 30 日（平成 26 年（行ケ）10240 号）〔農作業機の整地装置事件〕。
- (7) 知財高判（3 部）平成 27 年 2 月 25 日（平成 26 年（行ケ）10027 号）〔有機エレクトロルミネッセンス素子用発光材料事件〕。
- (8) 知財高判（2 部）平成 27 年 11 月 10 日（平成 27 年（行ケ）10037 号）〔斜板式コンプレッサ事件〕。
- (9) 知財高判（4 部）平成 27 年 4 月 23 日（平成 26 年（行ケ）10105 号等）〔同時圧縮方式デジタルビデオ制作システム事件〕。
- (10) 最一小判昭和 55 年 1 月 24 日（昭和 54 年（行ツ）2 号）民集 34 卷 1 号 80 頁〔食品包装容器事件〕。
- (11) 知財高判（2 部）平成 27 年 4 月 28 日（平成 26 年（行ケ）10175 号）〔振動低減機構事件〕。
- (12) なお、相違点の認定の単位について、近時の裁判例を紹介

- したものとして、紀本孝（問題提起者 今井優仁）「審判官に聞く―機械編」知財権フォーラム 2014 年秋号（99 号）53 頁以下も参照されたい。
- (13) 知財高判（3 部）平成 27 年 4 月 13 日（平成 26 年（行ケ）10219 号）〔管状格子パターンを有するゴルフボール事件〕。
  - (14) 知財高判（2 部）平成 27 年 3 月 5 日（平成 26 年（行ケ）10016 号等）〔マイクロ波利用のペプチド合成事件〕。
  - (15) 知財高判（3 部）平成 27 年 4 月 13 日（平成 26 年（行ケ）10139 号等）〔完全型副甲状腺ホルモンの測定方法事件〕。
  - (16) 知財高判（2 部）平成 27 年 6 月 9 日（平成 26 年（行ケ）10225 号）〔熱間圧延用複合ロール事件〕。
  - (17) 知財高判（2 部）平成 27 年 3 月 19 日（平成 26 年（行ケ）10184 号）〔架電接続装置事件〕。
  - (18) 知財高判（4 部）平成 27 年 3 月 26 日（平成 26 年（行ケ）10132 号）〔硬質医療用塩化ビニル系樹脂組成物事件〕。
  - (19) 知財高判（2 部）平成 27 年 3 月 5 日（平成 26 年（行ケ）10153 号）〔遊戯具事件〕。
  - (20) 知財高判（2 部）平成 27 年 11 月 10 日（平成 27 年（行ケ）10037 号）〔斜板式コンプレッサ事件〕。
  - (21) 知財高判（4 部）平成 27 年 3 月 19 日（平成 26 年（行ケ）10181 号）〔遮断弁事件〕。
  - (22) 知財高判（1 部）平成 27 年 5 月 13 日（平成 26 年（行ケ）10108 号）〔繊維ボール事件〕。
  - (23) 知財高判（2 部）平成 27 年 3 月 5 日（平成 26 年（行ケ）10016 号等）〔マイクロ波利用のペプチド合成事件〕。
  - (24) 知財高判（4 部）平成 27 年 4 月 28 日（平成 25 年（行ケ）10263 号）〔蓋体事件〕。
  - (25) 知財高判（1 部）平成 27 年 6 月 24 日（平成 26 年（行ケ）10143 号）〔立体網状構造体製造装置事件〕。
  - (26) 知財高判（2 部）平成 27 年 7 月 28 日（平成 26 年（行ケ）10243 号）〔大便器装置事件〕。
  - (27) 知財高判（2 部）平成 27 年 4 月 21 日（平成 26 年（行ケ）10156 号）〔逆流防止装置事件〕。
  - (28) 知財高判（2 部）平成 27 年 10 月 29 日（平成 27 年（行ケ）10030 号）〔掘削装置事件〕。
  - (29) 知財高判（2 部）平成 27 年 7 月 9 日（平成 26 年（行ケ）10253 号）〔半導体製造のためのマテリアルの自動化処理システム事件〕。
  - (30) 知財高判（2 部）平成 27 年 3 月 5 日（平成 26 年（行ケ）10016 号等）〔マイクロ波利用のペプチド合成事件〕。
  - (31) 知財高判（3 部）平成 27 年 2 月 25 日（平成 26 年（行ケ）10027 号）〔有機エレクトロルミネッセンス素子用発光材料事件〕。
  - (32) 知財高判（1 部）平成 27 年 3 月 25 日（平成 26 年（行ケ）10145 号）〔ローンク事件〕。
  - (33) 知財高判（3 部）平成 27 年 3 月 11 日（平成 26 年（行ケ）10204 号）〔経皮吸収製剤事件〕。
  - (34) 知財高判（特別部）平成 20 年 5 月 30 日（平成 18 年（行ケ）第 10563 号）判時 2009 号 47 頁＝判タ 1290 号 224 頁〔感光性熱硬化性樹脂組成物及びソルダーレジストパターン形成方法事件〕。

- (35) 知財高判（1 部）平成 27 年 1 月 28 日（平成 26 年（行ケ）10087 号）〔ラック搬送装置事件〕。
- (36) 知財高判（4 部）平成 27 年 4 月 23 日（平成 26 年（行ケ）10105 号等）〔同時圧縮方式デジタルビデオ制作システム事件〕。
- (37) 知財高判（1 部）平成 27 年 3 月 25 日（平成 26 年（行ケ）10145 号）〔ローソク事件〕。
- (38) 知財高判（2 部）平成 27 年 12 月 24 日（平成 26 年（行ケ）10263 号）〔ビタミン D 事件〕。
- (39) 知財高判（2 部）平成 27 年 4 月 28 日（平成 26 年（行ケ）10229 号）〔位置検出器事件〕。
- (40) 知財高判（2 部）平成 27 年 11 月 24 日（平成 27 年（行ケ）第 10026 号）〔回転角検出装置事件〕。
- (41) 知財高判（特別部）平成 17 年 11 月 11 日（平成 17 年（行ケ）第 10042 号）判時 1911 号 48 頁＝判タ 1192 号 164 頁〔偏光フィルムの製造法事件〕。
- (42) 知財高判（3 部）平成 27 年 3 月 11 日（平成 26 年（行ケ）10187 号）〔帯電微粒子水による不活性化方法事件〕。
- (43) 知財高判（4 部）平成 27 年 7 月 16 日（平成 26 年（行ケ）10047 号）〔炭化珪素質複合体事件〕。
- (44) 知財高判（2 部）平成 27 年 7 月 28 日（平成 26 年（行ケ）10243 号）〔大便器装置事件〕。
- (45) 知財高判（4 部）平成 27 年 6 月 30 日（平成 26 年（行ケ）10241 号）〔建物のモルタル塗り外壁通気層形成部材事件〕。
- (46) 知財高判（1 部）平成 27 年 6 月 24 日（平成 26 年（行ケ）10206 号）〔袋入り抗菌剤事件〕。
- (47) 知財高判（3 部）平成 27 年 1 月 28 日（平成 26 年（行ケ）第 10068 号）〔熱可塑性プラスチックの製造事件〕。
- (48) 最三小判平 4 年 4 月 28 日（昭和 63 年（行ツ）10 号）民集 46 卷 4 号 245 頁〔高速旋回式バレル研磨法事件〕。
- (49) 知財高判（1 部）平成 27 年 7 月 15 日（平成 26 年（行ケ）10262 号）〔有精卵の検査法事件〕。
- (50) 清水節「無効の抗弁と訂正の再抗弁の審理及び問題点について」パテント 69 卷 3 号（平成 28 年）80 頁（83 頁）。
- (51) 知財高判（1 部）平成 27 年 8 月 26 日（平成 26 年（行ケ）10235 号）〔洗浄剤組成物事件〕。
- (52) 平成 23 年改正特許法 167 条が適用される事案であった。
- (53) 知財高判（2 部）平成 27 年 4 月 28 日（平成 26 年（行ケ）第 10175 号）〔振動低減機構事件〕。
- (54) 裁判所ウェブサイト（知的財産裁判例集）において、①平成 27 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日を対象期間とし、②「特許権」を権利として選択し、③「行政訴訟」を訴訟類型として選択し、かつ、④「不服 20」をキーワードとして検索した。
- (55) 知財高判（1 部）平成 27 年 3 月 31 日（平成 26 年（行ケ）第 10129 号）〔マイクロモジュールと非接触式近接通信手段を備える再現装置とからなる組立品〕。
- (56) 知財高判（1 部）平成 27 年 10 月 28 日（平成 26 年（行ケ）第 10251 号）〔真空吸引式掃除機用バックフィルター〕。
- (57) 知財高判（4 部）平成 27 年 1 月 22 日（平成 25 年（行ケ）第 10285 号）〔イバンドロネート多形 A〕。
- (58) 知財高判（2 部）平成 27 年 7 月 16 日（平成 26 年（行ケ）第 10232 号）〔動的な触覚効果を有するマルチタッチデバイス〕。
- (59) 知財高判（2 部）平成 27 年 7 月 30 日（平成 26 年（行ケ）第 10270 号）〔プロバイオティクス構成成分及び甘味剤構成成分を含む組成物〕。
- (60) 知財高判（2 部）平成 27 年 8 月 6 日（平成 26 年（行ケ）第 10231 号）〔分散型システムにおいて複数の関連付けられたマルチメディア資産の何れかを同期させる技法〕。
- (61) 知財高判（2 部）平成 27 年 2 月 26 日（平成 26 年（行ケ）第 10146 号）〔電子カルテの指示文書作成装置〕。
- (62) 知財高判（2 部）平成 27 年 4 月 28 日（平成 26 年（行ケ）第 10205 号）〔温度センサ〕。
- (63) 知財高判（1 部）平成 27 年 5 月 27 日（平成 26 年（行ケ）第 10149 号）〔オーバーヘッドホイスト搬送車〕。
- (64) 知財高判（4 部）平成 27 年 8 月 20 日（平成 26 年（行ケ）第 10182 号）〔日中活動量の低下および／又はうつ症状の改善作用を有する組成物〕。
- (65) 知財高判（4 部）平成 27 年 12 月 17 日（平成 26 年（行ケ）第 10245 号）〔計器パネルおよび計器パネル向けのボードユニット〕。
- (66) 知財高判（4 部）平成 27 年 12 月 17 日（平成 27 年（行ケ）第 10018 号）〔マルチデバイスに対応したシステムにおいて用いられる装置〕。
- (67) 知財高判（4 部）平成 27 年 1 月 22 日（平成 26 年（行ケ）第 10101 号）〔暗記学習用教材〕。
- (68) 知財高判（2 部）平成 27 年 11 月 24 日（平成 27 年（行ケ）第 10017 号）〔遠心分離機用ロータユニット〕。
- (69) 知財高判（3 部）平成 27 年 8 月 5 日（平成 26 年（行ケ）第 10238 号）〔活性発泡体〕。
- (70) 知財高判（特別部）平成 17 年 11 月 11 日（平成 17 年（行ケ）第 10042 号）判例時報 1911 号 48 頁＝判例タイムズ 1192 号 164 頁〔偏光フィルムの製造法事件〕。
- (71) 知財高判（3 部）平成 27 年 1 月 28 日（平成 26 年（行ケ）第 10114 号）〔投影光学系〕。
- (72) 知財高判（2 部）平成 27 年 9 月 24 日（平成 26 年（行ケ）第 10213 号）〔検査用プローブの製造方法〕。
- (73) 知財高判（3 部）平成 27 年 6 月 10 日（平成 26 年（行ケ）第 10242 号）〔シュレッター補助器〕。
- (74) 知財高判（2 部）平成 27 年 3 月 10 日（平成 26 年（行ケ）第 10137 号）〔可逆的熱特性を有する複合繊維〕。
- (75) 知財高判（3 部）平成 27 年 2 月 18 日（平成 26 年（行ケ）第 10057 号）〔入金端末〕。
- (76) 知財高判（4 部）平成 27 年 7 月 16 日（平成 26 年（行ケ）第 10158 号）〔可食用酸及び／又はその酸性塩を含む薬剤組成物と用途〕。

(原稿受領 2016. 5. 16)